

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、山形県知事から令和 2 年 1 月 21 日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和 2 年 3 月 6 日

山形県監査委員 小 野 幸 作

山形県監査委員 木 村 忠 三

山形県監査委員 武 田 一 夫

山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
公益財団法人山形県臓器移植推進機構	募金を受け入れているにもかかわらず、財務規程第 7 条（2）に定められている現金出納帳について、作成されていない。	指摘を踏まえ、団体に現金出納帳を作成するよう指導を行った。